

山口県瀬戸内海海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき、当該計画、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政

1 山口県瀬戸内海海区漁場計画

山口県瀬戸内海海区漁場計画の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
山口県瀬戸内海海区漁場計画 1 漁業権に関する事項 共第 47 号～共第 137 号（略） 区第 201 号～区第 248 号（略） <u>区第 249 号</u> (1)漁場の位置 山口市秋穂二島地先 (2)漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市臼石南側頂上 点イ Aから 87 度 41 分 1,053 メートルの点 ロ Aから 94 度 05 分 1,208 メートルの点 ハ Aから 84 度 15 分 1,408 メートルの点 ニ Aから 77 度 41 分 1,280 メートルの点 (3)漁業種類 第 1 種区画漁業 (4)漁業の名称 貝類養殖業 (5)漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで (6)存続期間 令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで (7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権 (8)関係地区 山口市秋穂二島、名田島及び秋穂東（旧大海村の区域を除く）	山口県瀬戸内海海区漁場計画 1 漁業権に関する事項 共第 47 号～共第 137 号（略） 区第 201 号～区第 248 号（略） (新設)

<p>(9)条件 なし</p> <p><u>区第 250 号</u></p> <p>(1)漁場の位置 山口市秋穂地先</p> <p>(2)漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市秋穂西有限会社NNY護岸南端 点イ Aから 133 度 59 分 1,489メートルの点 ロ Aから 130 度 07 分 1,658メートルの点 ハ Aから 120 度 21 分 1,530メートルの点 ニ Aから 123 度 19 分 1,344メートルの点</p> <p>(3)漁業種類 第1種区画漁業</p> <p>(4)漁業の名称 貝類養殖業</p> <p>(5)漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>(6)存続期間 令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで</p> <p>(7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(8)関係地区 山口市秋穂二島、名田島及び秋穂東（旧大海村の区域を除く）</p> <p>(9)条件 なし</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>区第 251 号</u></p> <p>(1)漁場の位置 山口市竹島地先</p> <p>(2)漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市竹島南西端 点イ Aから 304 度 21 分 1,077メートルの点 ロ Aから 321 度 21 分 778メートルの点</p>	<p>(新設)</p>

<p>ハ Aから 330 度 01 分 778メートルの点 ニ Aから 340 度 39 分 1,174メートルの点 ホ Aから 321 度 15 分 1,420メートルの点</p> <p>(3)漁業種類 第1種区画漁業</p> <p>(4)漁業の名称 貝類養殖業</p> <p>(5)漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>(6)存続期間 令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで</p> <p>(7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(8)関係地区 山口市秋穂二島、名田島及び秋穂東（旧大海村の区域を除く）</p> <p>(9)条件 なし</p> <p>区第4001号（略）</p>	<p>区第4001号（略）</p>
<p>2 保全沿岸漁場に関する事項 なし</p>	<p>2 保全沿岸漁場に関する事項 なし</p>

2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

(1)海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

①意見の概要

山口県瀬戸内海海区漁場計画変更案は適当である

②当該意見の処理の結果

山口県瀬戸内海海区漁場計画変更案のとおり、山口県瀬戸内海海区漁場計画を変更

(2)漁場図

別添のとおり

(3)その他参考となるべき事項

なし

3 変更後の山口県瀬戸内海海区漁場計画1の区第249号、区第250号及び区第251号に係る漁業の免許予定日

令和6年10月1日

4 3に係る申請期間

令和6年8月1日から令和6年9月6日まで